岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	132.6
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	18.1
長崎県	943.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	132.6
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	16.1
長崎県	930.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン